

第7期野洲市障がい福祉計画・第3期野洲市障がい児福祉計画（案）に係る パブリックコメントの結果について

1. 閲覧及び意見募集期間

令和5年12月26日（火）～令和6年1月17日（水） 23日間

2. 閲覧場所

障がい者自立支援課、市役所本館情報公開コーナー、野洲図書館、各コミュニティセンター（みかみは除く）、人権センター、市民交流センター ※市ホームページでも閲覧可能

3. 意見提出件数

11件（3名）

4. 意見内容及び市の考え方

意見		意見に対する市の考え方	計画頁
1	Be smile プランではなく、be smile プランだと思います。	ご指摘のとおり修正します。	2 修正有
2	サービス利用者増減見込みのグラフについて、各サービスで割合をグラフで示していますが、n数が少ないので同列で割合を表示するべきではなく、実数値で示すべきです。 居住系サービスや計画相談では増加の割合が多く見えますが、実際には件数が少ないのでグラフの見た目ほど多くはないです。印象操作しているように感じます。それ以降のアンケートのグラフも同様。 n数が少なすぎるので実数値で示したほうがよいと思います。	サービス利用者増減見込みのグラフにつきましては、サービス種別ごとの比較ができるよう種別ごとに増減見込み割合をシンプルに表示したもので、サービス種別ごとの総数もnで表示していることから、誤解を招くものではないと考えております。	20～
3	国の基本指針見直しの主な事項について、「10. 障害福祉人材の確保・定着」とありますが、野洲市での計画見直しにはどこで反映されていますか？「人材を確保」するための具体的な計画・方策はなんですか？	少子高齢化が進む中、人材の確保は大きな課題であると認識しており、県や近隣市町との連携を図るとともに、障がい者自立支援協議会等で具体的な方策を検討してまいります。	26
4	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、圏域の協議の場に参加している事が実績や目標とされていますが、そのことによってどのような地域のシステムを構築しようとしているのかを示し	圏域においては、保健、医療や福祉関係者が集まり、当事者や支援機関の困り事や課題を整理、共有し、今後必要な資源の創出や必要な対応策を協議しております。	28

	てほしいです。	そうした協議を重ねる中で、国が示している重層的な連携による相談・支援体制（精神障害にも対応した地域包括ケアシステム）の構築を目指しております。	
5	<p>基幹相談支援センターについて、前回計画で令和5年を目標としていたところ、今回の計画では令和8年目標とのことですが、設置に向けての協議や検討、センターが無い状況においての相談支援体制の充実について進めていく必要があると思います。</p>	<p>基幹相談支援センターの設置につきましては、現在、早期実現に向けた協議・検討を進めております。</p> <p>センターを設置するまでの間は、市障がい者自立支援課の地域生活支援室を中心に市内相談支援事業所と連携をしながら相談体制の充実を図ってまいります。</p>	32 44
6	<p>計画の目標値について 利用状況と見込み量について、「野洲市在住の障がい児・者」がどのような利用をしていて何が足りないかは評価しないのでしょうか？</p> <p>野洲市民で困っている人がいるのに野洲市では利用したいサービスがないために他市でサービスを利用するという状況を計画としては考慮しなくてもよいのでしょうか？</p>	<p>野洲市内の障がいのある方のサービス利用状況等を踏まえて見込量を算定（評価）しており、その見込量に対する確保策について、見込量の表の下段に記載しております。</p> <p>市内の事業所や利用できるサービスの不足に関しましては、今後、関係機関と協議のうえ整理・検討してまいります。</p>	37
7	生活介護の見込量の実人数が2名ですが、その見込の根拠が知りたいです。	サービスの見込量につきましては、直近の利用実績、人口や手帳所持者数の推移及び当計画において実施しました事業所へのアンケート調査の結果に基づいて算出しております。	39
8	<p>(4)計画相談 について 計画相談の利用は増える見込み、かつアンケートで計画相談の不足が明確化されているにも関わらず、どのように事業所や支援員を確保していくつもりなのか方策が具体的ではないと思います。</p> <p>また、同ページの見込量確保のための方策の2行目に計画+相談←+が入っています。</p>	<p>当計画において実施した事業所へのアンケート調査にもありますように計画相談支援員の不足が課題となっております。</p> <p>相談支援事業所の中心となる基幹相談支援センターの設置と併せて、当該課題につきましても今後具体的な方策を検討してまいります。</p> <p>計画+相談の+は削除します。</p>	41 修正有
9	意見4に関連して、地域移行支援の実績が無かったことと、目標値が1人という点は、そういったニーズがないということでしょうか？	地域移行支援の実績が無かったことは、ニーズが全くなかったことを意味しているものではありません。客観的事実として利用実績が無かったことを表し	41

		<p>ております。</p> <p>また、目標値につきましては、令和4年度末の利用者数に対して6%を移行するよう国が示しておりますが、本市の利用実績は0であったことから、少しでも地域移行につなげられるよう1名を目標値として設定しております。</p>	
10	<p>児童福祉法に基づく障がい児支援サービスの見込み量と方策について</p> <p>児童発達支援の見込み量確保のための方策とありますが、現在療育を希望している我が子が療育を受けられずにいます。昨年度よりも2名見込み量が増えていますが、各年齢何名までなど、明確な定員があるのでしょうか？</p> <p>また民間療育にも受給者証がなければ保護者の負担額がかなり多いです。児童発達支援センターの定員が埋まってしまっている場合は、何名の子が民間療育を受けるための受給者証を発行してもらえるのでしょうか？昔よりも受給者証は取りにくくなった、と現在小学生と未就学児のお子さんがある保護者の方から多くの声を聞きます。</p> <p>実態としては、本来支援が必要な子に支援が行き届いてないということになるのではないのでしょうか？子どもの数は減っているはずなのに、なぜですか？希望者の数が増えているが受け入れの数が足りないなら、人数の内訳が知りたいです。(希望何人のところ、何人受け入れたなど。)</p>	<p>児童発達支援に係る見込み量確保のための方策では、市が実施する療育事業（にこにこ教室）において段階的に受入児童数を増員することを検討しています。なお、市で実施する療育事業は年齢毎の定員は設けておりません。</p> <p>また、受給者証につきましては、市で実施する療育事業の受入状況にかかわらず、支援が必要な児童に国の通知等の基準に基づき、受給者証を交付しております。</p> <p>なお、市が実施する療育事業において、当該事業の支援が必要で、かつ利用を希望されている児童につきましては全て利用していただいております。</p>	49
11	<p>計画の推進について、計画についてはその推進を図ることが重要だと考えます。P50にあるように自立支援協議会の機能を充実する必要があると思います。</p>	<p>障がい者自立支援協議会の組織的機能は一定確保できていると考えておりますが、計画の進捗管理等において十分に活用できていないことから、今後、改善を図ってまいります。</p>	50